

<p>監査 テーマ等</p>	<p>監査テーマ：教育に係る財務事務の執行について 監査対象部署：豊田市教育委員会その他関連する部署 監査対象期間：令和6年度（必要に応じて他の年度も対象とする。） 指摘・意見の件数：指摘24件、意見53件、計77件（注：下線があるものは指摘、ないものは意見。（本）は本編、（概）は概要版の該当頁をそれぞれ指す。）</p>		
<p>監査の 実施結果 のうち、 主な項目</p>	<p>〔総論〕 1 現教育行政計画の自己評価 （1）アウトプットの成果指標の設定について 成果指標の設定に関するものでは、13事業において指摘及び意見を検出した。 現教育行政計画の成果指標の設定については、成果（アウトカム）に着目した数値設定が中心となっている。 総務省の政策評価ポータルサイトで公表されている「政策評価の実施に関するガイドライン」①において、成果（アウトカム）に着目した目標を設定する旨が定められているため、現教育行政計画の成果指標の設定については、「重点施策及び基本施策の事業立案シート作成要領」が原則、アウトカムの数値指標としたことは理解できる。 しかし、「政策評価の実施に関するガイドライン」①なお書きにおいて、「成果に着目した目標の設定が困難、あるいは適切でない場合にはアウトプットに着目した目標を設定する」と定められている。この規定は、一定の場合には事業の活動実績といったアウトプットに着目した指標を設定することを定めたものであり、成果指標を必ずしもアウトカムの数値指標のみとする必要はないことを示している。 したがって、目標値達成のアウトカムに関する成果指標のみならず、事業の実施状況を示すアウトプットに関する成果指標も併せて設定することを作成要領において定められたい。【(本) p. 32 (概) p. 9】</p> <p>（2）設定した成果指標及び目標値の情報共有について 成果指標及び目標値の検討過程及び検討結果について、資料の閲覧及び質問を実施したところ、資料はない旨の回答をした事業の担当者が多かった。また、各課単位でフォルダにデータ格納しているものの、フォルダ内の整理がなされていないため、事業の担当者が適宜に確認できない状況にある所管課があった。 成果指標及び目標値を達成するために、事業の取組方針や取り組むべき実施内容は定められることから、担当者は、成果指標及び目標値の設定に係る根拠を正しく理解する必要がある。 そのため、事業の成果指標及び目標値の設定に係る考え方や根拠、目標を達成する手段、費用等は、書面や電子的記録等に記載するとともに、適切に情報共有されるよう、根拠資料に関する保管ルールを定めることが必要である。【(本) p. 34 (概) p. 11】</p> <p>（3）ロジックモデルに基づいた計画の策定、自己評価及び見直しの検討について 今後の取組方針に関するものでは、5事業において指摘及び意見を検出した。事業全体で計画的に取組を行っていない、又は自己評価を次年度以降の取組に適切に反映できていないことは好ましくない。 そのため、ロジックモデル（政策課題とその現状に対し、政策手段から政策目的までの経路(ロジック)を端的に図示化したもの）に基づいた計画の策定、自己評価及び見直しを検討されたい。【(本) p. 35 (概) p. 11】</p>	<p>2 学校規模の適正化 （1）中長期計画の策定について 市は、令和6年度において学校規模の適正化に関する専門部会を立ち上げ、4回にわたり協議を重ねているところである。 複式学級の小学校が今後増加していくことは間違いなく、5学級以下の小学校である過小規模校への対応は待ったなしの状況にあるといえる。 早期に学校規模の適正化に向けた中長期計画を策定し、学校関係者・保護者・地域コミュニティとの協議を開始する必要がある。 複式学級である過小規模校の解消は、学校規模の適正化における喫緊の課題であり、早急に中長期的な展望に立った計画を策定されることを検討されたい。【(本) p. 44 (概) p. 15】</p> <p>（2）部局横断的な検討体制の構築について 学校は、教育の場であると同時に、防災拠点や地域の交流の場といった機能を果たしている。各地方公共団体が学校の適正規模・適正配置に関する計画を策定するに際しては、学校関係者・保護者・地域住民の理解を得た上で話を進める必要がある。 しかし、学校施設の長寿命化や学校施設と他の公共施設との複合化といった視点は、教育部の所管課のみで検討することはできない。また、中山間地が多い市の特性として、中山間地における定住施策、個別施設の有効活用といった取組が展開されており、これらを一体のものとして部局横断的な検討が必要となることを文部科学省も示しているところである。 市としては、学校規模の適正化を進めるに当たって、初動の計画段階において、関係部署から人員を配置し部局横断的なチームを構成することを検討されたい。【(本) p. 46 (概) p. 17】</p> <p>〔各論〕 1 きめ細かな教育推進事業 （1）少人数学級対応非常勤講師及びサポートティーチャーの月度の就業実績確定に係る承認について 少人数学級対応非常勤講師及びサポートティーチャーの日々の就業実績は、就業記録票に記録される。就業記録票は、月度ごとに小中学校の校長が承認印を押印した上で、学校教育課へ提出される。学校教育課では、担当者が全ての少人数学級対応非常勤講師及びサポートティーチャーの就業記録票における就業実績を確認し、不備がなければ、報酬の基となる就業実績を人事課へ提出するために、担当者が人事システムへ就業実績を入力している。 現状、報酬の基となる就業実績を学校教育課から人事課へ提出するに当たり、全ての少人数学級対応非常勤講師及びサポートティーチャーの就業実績に対する学校教育課担当者による確認行為はあるが、学校教育課としての承認行為がない。 一方で、外国人児童生徒等教育事業における学校日本語指導員については、学校教育課としての承認行為が行われている。 したがって、勤務データを取り込む前に学校教育課の承認を得よう、マニュアルにも明記して改善されたい。【(本) p. 73 (概) p. 24】</p>	<p>2 小中学校におけるネットバンキングの運用 （1）払込みにおける規定の整備について 総合振込データの作成者と承認者を明確に分離できていない学校があることは、不正な資金流用のリスクを高めることになり問題といえる。また、総合振込データの作成者と承認者を分離する旨の規定もない状態である。 不正な資産流用等のリスクを少しでも下げるため、学校徴収金等ガイドラインに総合振込データの作成者と承認者を分離する旨を記載するよう改善されたい。【(本) p. 163 (概) p. 50】</p> <p>（2）1日の振込額の上限設定について 1日の振込額の上限設定については上限設定を実施している学校もあれば、上限設定を実施していない学校もあり運用にばらつきがある。 現状の学校徴収金等ガイドラインに1日の振込限度額の上限設定をする旨の規定がないことは、不正な資産流用のリスクを高めることになり問題である。 よって、学校徴収金等ガイドラインに、1日の振込限度額の上限設定をする旨を規定として追加するよう改善されたい。【(本) p. 163 (概) p. 50】</p> <p>3 小中学校におけるサッカーゴールの管理 （1）転倒防止対策について 学校事務手引においては、高さが1.5m以上となる備品について購入時に転倒防止対策を講じるよう規定している。 当該規定は、学校教育で使用される学校備品を管理するものであり、学校開放で使用される備品については転倒防止対策を講じる規定はない。 転倒防止対策は、児童生徒の安全確保のため必要な措置であり、所管課が異なることで安全対策に差異が生じていることは問題である。 よって、学校開放で使用されている備品を再度確認し、サッカーゴールのほかに転倒防止対策が必要となる備品がないか確認すること、学校開放で使用する備品で高さ1.5m超のものについては転倒防止対策が必要である旨を規定すること等の措置を早急を実施されたい。【(本) p. 166 (概) p. 50】</p> <p>4 小中学校における安全点検管理について （1）規定の追加について 安全点検表の作成については学校に運用が委ねられている。そのため、各校の記載様式や内容にはばらつきがある。 各校の設備状況により注意を払うべき点は異なるため、統一的な記載様式を求める必要はないが、安全上の問題点と対応策、対応予定時期が安全点検表に記載されていない学校が散見されたことは問題である。 一例ではあるが、学校事務手引の規定に、「検出した不備については、処置に対する判断及び対応方針を記録すること」といった内容を明記することを検討されたい。【(本) p. 172 (概) p. 53】</p>